

## 《 給与支払報告書（総括表）の記入と提出についてお願い 》

日ごろ、七ヶ浜町税務行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、七ヶ浜町税務課では貴事業所からの給与支払報告書に基づき個人住民税を課税しておりますが、特に次のことにご留意いただき給与支払報告書及び総括表を作成していただきますようお願い申し上げます。（税制改正などで変更となる可能性があります。ご留意願います。）

この総括表は令和3年度に特別徴収義務者の指定を受けたことのある事業所へ送付しています。各項目に記入の上、期限まで提出願います。

### 提出期限

- 提出期限：令和4年1月31日までです。★期限厳守でお願いします★  
※早めの提出（令和4年1月18日までの提出）にご協力をお願いします。
- 退職者やアルバイト（一時的なパート）等でも提出してください。  
（提出されないと、本人が未申告扱いとなりますので、貴事業所より提出してください。）

### 提出方法について

- 令和4年1月1日現在、七ヶ浜町内にお住まいの方（住民登録をしている方）が対象となります。従業員様の住所地を確認の上、総括表1部、給与支払報告書2部を提出してください。
- 事業所の名称・所在地変更等は、判別しやすいよう赤字で記載する・色マーカーをするなどしてください。  
一目で判断できないものは対処しかねますのでご了承ください。
- 光ディスク等（総務省推奨の記録方式）での提出も可能です。その際は、総括表1部と光ディスクを提出してください。  
尚、光ディスクによる提出については、本町から特別徴収税額通知データの送信を行うことができません。ご希望の場合は提出の際に、空の光ディスクを同封ください。

### 徴収方法について

総括表の提出の際には貴事業所において徴収方法を区分していただき、総括表の「15 報告人員」欄に特別徴収と普通徴収の人数をそれぞれ記入してください。

- 給与所得者は原則特別徴収となります【地方税法321条の3・4】

※パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、年間を通じて毎月給与の支払いを受けている方は特別徴収をしていただくこととなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

- 普通徴収への切替理由書について

下記のいずれかに該当する場合は、切替理由書の提出により普通徴収へ切替えることができます。

該当者の方がいる場合は、「普通徴収への切替理由書」に人数をご記入の上、総括表と併せて提出してください。

個人別明細書の摘要欄にも切替理由もしくは略号（普A～F）を必ずご記入ください。

※切替理由書の提出がない場合や理由が明記されていない場合は、原則として特別徴収として処理させていただきますのでご容赦ください。

#### 【普通徴収への切替理由】

- A 総受給者数が2名以下の事業所（七ヶ浜町への報告人員ではなく、事業所全体としての受給者人員です）
- B 乙欄該当者
- C 年間の給与支払額が少ない方（給与支払額が97万円以下）
- D 給与が毎月支給されない方（不定期雇用者）
- E 事業専従者
- F 退職者（5月末までに退職予定の方）

※尚、退職した場合はすみやかに給与所得者異動届を提出してください。1月から4月末までに退職する方の未徴収分は一括徴収することが義務付けされております。一括徴収されない場合、貴事業所の債務となる場合がありますのでご留意願います。

・・・裏面もご覧ください・・・

